

東北地方年金記録訂正審議会（第5回総会）

日時：平成31年4月15日（月）14：00～

会場：仙台第二合同庁舎4階 共同会議室

○事務局（菅原課長補佐）

定刻となりましたので、只今から、東北地方年金記録訂正審議会第5回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言については、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご承知願います。併せて、東北厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承いただきたいと思います。

わたくしは、本日の司会を務めます、東北厚生局年金審査課の菅原です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、今回、東北地方年金記録訂正審議会委員に再任された皆様に、任命通知を交付いたします。本来であれば、皆さまに直接手渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますことから、あらかじめ机の上にお配りさせていただきました。恐縮ですが、ご確認をお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

続きまして、配付資料のご確認をお願いします。

「議事次第」に続きまして、「資料1 東北地方年金記録訂正審議会の部会数及び委員数の見直しについて」、「資料2 地方年金記録訂正審議会規則及び東北地方年金記録訂正審議会運営規則」、「資料3 諮問を付議する部会の決定について（案）」、「資料4 平成30年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、以上でございます。資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、平成31年度東北地方年金記録訂正審議会委員の皆さまをご紹介します。

お手元に配付しております議事次第の2枚目「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。委員の皆さまの所属と役職などは名簿に記載がございますので、恐縮でございますが五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

○事務局（菅原課長補佐）

荒川委員でございます。

○荒川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

榎並委員でございます。

○榎並委員

榎並です。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
大滝委員でございます。

○大滝委員
大滝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
大場委員でございます。

○大場委員
大場でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
木村委員でございます。

○木村委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
日下委員でございます。

○日下委員
日下と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
香高委員でございます。

○香高委員
香高です。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員
佐瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）
佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

鈴木委員でございますが、本日はご欠席です。

以上、平成 31 年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は 10 名でございます。

なお、平成 31 年度より、委員定数が 10 名となりました経過等につきましては、後ほど事務局からご説明させていただきます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

○事務局（菅原課長補佐）

東北厚生局長の鎌田でございます。

○事務局（鎌田局長）

よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

年金管理官の武田でございます。

○事務局（武田管理官）

武田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

年金審査課長の畠でございます。

○事務局（畠年金審査課長）

畠でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

年金審査課 課長補佐の佐藤でございます。

○事務局（佐藤課長補佐）

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

年金審査課 年金記録調査官の村山でございます。

○事務局（村山年金記録調査官）

村山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅原課長補佐）

年金審査課 主任年金記録調査官の伊東でございます。

○事務局（伊東主任年金記録調査官）

伊東です。よろしくお願いします。

○事務局（菅原課長補佐）

最後に、わたくし、年金審査課課長補佐の菅原でございます。よろしくお願いします。

○事務局（菅原課長補佐）

それでは、本日の議事に先立ちまして、鎌田東北厚生局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（鎌田局長）

本日はお忙しい中、ご出席賜りありがとうございます。改めまして東北厚生局長の鎌田でございます。皆様には、日頃より年金行政あるいは社会保険そして厚生労働行政、さまざまな形でご協力ご支援賜りまして誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

今、事務局からお話ございましたが、今年度、東北地方年金記録訂正審議会でございますが、部会数、それから委員数の見直しを行いまして、それぞれ昨今の情勢を踏まえて減となつてございます。また、引き続き委員の改選に際しまして再任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

今、申し上げましたように年金の記録訂正、皆様のご尽力ご協力がございまして解決に至り、その結果、年々減っているという状況でございます。私も事務方から説明を受けまして、数の方は減少していると聞いておりますが、やはり年月が経ち、記憶によるところあるいは複雑な事案が増えておりまして、時間がかかるということで実質的な負担というものは、数の減少ほどは減っていないという印象はっております。

また、今申し上げたような記憶に頼るところあるいは複雑なことが故に、皆様にご心労をお掛けするという点はお詫び申し上げますが、一方でそれは、国民の皆様からいただいた保険料を、年金としてお返しするという意味では必要かというところもございます。

元々、我々厚生労働省、行政が招いたものでございますが、やはり国民の気持ちに寄り添い、国民の立場に立っていくという面においては、単なる裁判とは異なるところに、この年金記録訂正審議会の意味がございます。

改めまして、その点お詫び申し上げるとともに、今年度も引き続きよろしくお願いいたしまして、私のご挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。今後一年間、お忙しいと存じますがよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

○事務局（菅原課長補佐）

続いて、本日の会議の成立について、事務局からご報告いたします。

○事務局（畠年金審査課長）

ご報告申し上げます。本会議は、委員総数 10 名に対しまして、9 名の委員の方にご出席をいただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立いたしておることをご報告いたします。

○事務局（菅原課長補佐）

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、佐久間前会長の任期が満了となりましたことから、再度、会長を選出する必要があります。

このため、これから先、会長選出までの間、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、会長代行の鈴木委員に議事の進行をお願いすべきところですが、鈴木委員は本日欠席されておりますので、恐縮でございますが、香高委員に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○香高会長代行

では始めさせていただきます。香高でございます。会長選出までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初の議事に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

資料 2 の 7 ページ「第 9 条 会議の公開」をご覧ください。東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 9 条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。本日は、傍聴人はいらっしゃいませんので、このまま、議事を進行させていただきます。

次に、同じく資料 2 の 8 ページ「第 12 条 議事要旨等」をご覧ください。事務局は、運営規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条第 3 項の規定に基づき、議事録を作成してください。

次に、9 ページの同条第 4 項の規定により、議事録の署名人として、新会長の他に佐瀬委員と佐藤委員の 2 名を指名させていただきますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、新会長と佐瀬委員、佐藤委員に議事録を送付し、確認の上署名してもらってください。

佐瀬委員、佐藤委員には、よろしくお願いいたします。

【 議事（１） 審議会の部会数及び委員数の見直しについて 】

○香高会長代行

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、議事の 1、審議会の部会数及び委員数の見直しについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局（畠年金審査課長）

それでは本審議会の部会数及び委員数の見直しについて、ご報告を申し上げます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。

初めに「部会の開催数及び処理件数の推移について」でございます。

昨年度の訂正請求の受付・処理状況につきましては、後ほどご報告する別の議事と一部重複いたしますが、開催数及び処理件数は、平成 27 年度において部会は延べ 58 回開催されております。ご審議いただいた処理件数は 148 件でございました。同じく、28 年度においては 52 回の開催で 124 件、29 年度は 55 回で 93 件、昨年度、30 年度におきましては 39 回で 51 件と減少傾向にございます。これに比例いたしまして、部会 1 回あたりの審議件数も、平成 27 年度が 2.6 件、28 年度 2.4 件、29 年度 1.7 件、昨年度が 1.3 件と年を追って減少しており、この傾向は、今後も続くものと見込まれます。

これらを踏まえ、部会の数及び任命委員数の見直しを行わざるを得ない状況となり、本年度におきましては、部会数を従前の「3」から「2」、委員数を「12 名」から「10 名」と変更することといたしました。以上、ご報告申し上げます。

○香高会長代行

ありがとうございました。

只今のご説明について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたら頂戴いたしたいと思えます。いかがでしょうか。

特にございませんか。特になければ次に移りたいと思います。

【 議事（2） 審議会会長の選出 】

○香高会長代行

それでは、議事の 2、会長の選任についてです。

資料 2 の 2 ページ「第 5 条 会長」をご覧ください。東北地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○荒川委員

はい。

○香高会長代行

はいどうぞ、荒川委員お願いいたします。

○荒川委員

私は日下委員を推薦させていただきます。

○香高会長代行

只今、「日下委員を会長をお願いしてはいかがか」とのご発言が荒川委員からございま

た。他の委員の皆さまいかがでしょうか。

○木村委員

異議なし

○大場委員

異議なし

○香高会長代行

異議はありませんか。

「ご異議なし」ということでございますので、日下委員に会長をお願いしたいと思います。日下委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、日下委員には会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○日下会長

只今会長に選任されました日下でございます。会長という大役を仰せつかり身の引き締まる思いをしております。この審議会は、国民の老後の生活を支える年金の記録を適正なものにするために開催するものであります。私は3年ほど前から審議会に加わらせていただいておりますが、訂正請求を行うそれぞれの事案には極めて切実なものがあり、審議会においては、請求者の思いを真摯に受け止めて慎重に審議することを求められています。その責務は極めて大きいものと思っております。

先ほど、鎌田局長からのお話及び事務局からのご報告にあったように、最近は審議会にかかる事案の件数が減少しており、年金記録の訂正における国民の要望は、この東北地方においても落ち着きをみせているのではないかと考えています。

しかし、件数が少なくなってきたとは言っても、中には非常に重い事案もありますので、今後もひとつひとつの事案を丁寧に審議していく必要があるものと考えております。いつも感じているところではございますが、審議会を開催するに当たっては、事務局の方々に事前に辛抱強い、そして丁寧な調査をしていただき、これにつきましては誠に頭の下がる思いをしております。

また、この審議会には専門職の委員も加わっておられるため、専門的な見地から色々と貴重なご意見をいただくことができ大変力強く思っております。今年度から審議会が2部会構成になるため、部会の委員数が5名に増えますので、更に充実した審議が行われるのではないかと期待しております。

今年度においても、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○香高会長代行

ありがとうございました。

ここからの議事進行は、日下会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【 議事（３） 審議会の「会長代行の指名」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長の指名」について 】

○日下会長

それでは、議事の３、審議会の「会長代行の指名」、「部会に属すべき委員」及び「部会長の指名」に入ります。

資料２の２ページ「第５条 会長」をご覧ください。会長代行につきましては、審議会規則の第５条第３項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされております。また、第６条第２項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第３項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する」とされています。

次に、５ページ「第４条 部会」をご覧ください。審議会運営規則第４条において「審議会に、４以内の部会を置くことができる」とされておりますが、議事の１で説明がありましたとおり、平成３１年度から委員定数の見直しに伴い、部会を再編成することになります。

以上のことを踏まえ、規則に基づき私の方で「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「部会長」を指名させていただきます。

事務局は、「審議会委員構成・部会長（案）」を配付してください。

まず、会長代行には香高委員を指名します。香高委員におかれては、私に事故があったようなときや委員の改選期において会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いしたいと思います。

○香高会長代行

はい、よろしくお願いします。

○日下会長

では、香高委員は会長代行席へお移りください。

続きまして、「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

先ほど、事務局から説明がありましたとおり、平成３１年度の委員数は１０名となりました。これを受けまして、本審議会には２つの部会を設置することといたします。

第１部会は、荒川委員、大滝委員、大場委員、佐瀬委員と私の５名で構成し、部会長は私とさせていただきます。

第２部会は、香高委員、榎並委員、木村委員、佐藤委員、鈴木委員の５名で構成し、部会長には香高委員を指名いたします。「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名は以上です。

今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度私が招集し、各部会の開催は部会長が招集します。委員の皆さまにおかれては、只今私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、資料２の２ページ「第６条 部会」をご覧ください。審議会規則第６条第５項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は、部

会長代理を指名するようお願いします。

続きまして資料3をご覧ください。会長決定事項として「諮問を付議する部会の決定について」があります。先ほど、事務局から報告がありましてとおり、今年度は2部会となりますので1の表部分を修正し、この案で決定したいと思います。

【 議事（4） 平成30年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について 】

○日下会長

続きまして、議事の4「平成30年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（畠年金審査課長）

平成30年度における年金記録訂正請求の受付・処理状況につきまして、ご報告を申し上げます。着席してご説明をさせていただきます。

資料4の2ページをご覧ください。「受付件数の推移」でございますが、昨年度は東北6県30の年金事務所がございますけれども、これらの事務所におきまして160件の訂正請求書を受け付け、当審議会において58件を処理していただきました。総務省の第三者委員会としてスタートした平成19年を100と致しますと受付件数で4.14%、審議会における処理は1.83%という状況になっております。また、受付件数に占める審議会への送付件数の割合、平成19年度は82.18%という状況でございましたが、昨年度は36.25%と半分以上の割合となっております。これは年金事務所で処理できる事例の割合が増えているということが見て取れるわけでございます。

3ページをご覧ください。「訂正請求処理件数の推移」でございます。当審議会においてご審議いただき、訂正となったものは前年の34件から17件、不訂正は59件から34件、取下げが22件から17件と推移をしております。資料の右側、中ほどになりますけれども、「30年度処理状況」としてお示ししている図がございます。厚年・国年の割合でございますが、厚生年金に関するものが49件で65%、国民年金に関するものが26件で35%という状況になってございます。

続きまして資料の4ページをご覧ください。この資料は「平成30年度年金記録訂正請求書進捗状況」として、前に申し上げました資料1ページ、資料2ページの県別の詳細等について記載をしております。後ほどご参照いただければと思います。その資料の下段になりますが、②といたしまして「平成30年度部会開催状況」、③といたしまして「処理件数」、④といたしまして「部会毎の平均処理期間」を記載してございます。お陰様をもちまして、標準処理日数の103日を下回る96.1日で処理を終えることができました。改めまして、委員の皆様方のご尽力にお礼を申し上げたいと思います。

次に、5ページをご覧ください。最も左側の資料でございますけれども、「口頭意見陳述実施状況」となっております。昨年度におきましては4件実施をしております。次に、当審査会の手を離れた後の状況となりますが、厚生労働大臣への不服申立てに至った事例が4件、さらに訴訟に至った例は昨年度ではございませんでしたが、現在、仙台高等裁判所において控訴審が1件、地裁において第一審にあたる裁判1件が継続をされております。

次に資料の6ページをご覧ください。部会においてご審議いただきました状況について、月別に

整理した資料でございます。右下の円グラフを見ていただきますと、訂正または一部訂正となったものが丁度3分の1の17件、不訂正となったものが3分の2という割合になってございます。

次に7ページをご覧ください。この資料は、厚生労働省のホームページにもアップされております全国分の訂正請求の受付・処理状況でございますが、2月末時点の数字が直近のデータとなっております。これも後ほどご参照をいただければと思います。

続きまして8ページをご覧ください。こちらには30年2月単月になりますが各厚生局の状況について、続きます9ページには、平成27年3月から本年2月までの期間における各厚生局の受付・処理件数をまとめた資料を載せております。ご承知のとおり、関東信越厚生局には埼玉の本局のほか、東京都、千葉県、神奈川県に分室があり、それぞれ年金審査課が設置されておりますが、全国で見ましても東京分室の処理件数が断トツの多さとなっております。

最後になりますが、11ページ以降、これが昨年12月に開催されました「第6回 社会保障審議会年金記録訂正分科会」の資料の抜粋でございます。詳細は差し控えますが、オールジャパンの状況を年度別、あるいは項目別、また地方審議会ごとにまとめた資料となっておりますので、後ほど適宜、ご参照頂ければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、平成30年度における年金記録訂正請求の受付・処理状況について概要を述べさせていただきました。以上でございます。

○日下会長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたら頂戴いたしたいと思います。特にございませんか。

それでは私のほうから一点お尋ねしたいと思います。4ページですが、平成30年度の新規受付件数、東北各県の件数が記載されておりますけれど、岩手と山形、福島の新規受付件数が他と比べると少ないのではないかと思います。これについて何か理由があるのか、特に理由がないということなのか、その点についてご説明をお願いできますか。

○事務局（畠年金審査課長）

誠に申し訳ございませんが、状況につきましては詳細を掴みかねております。

○日下会長

例えば、年金事務所の方の指導の仕方の差異があって件数の差異に表れるとかという感じもあるのではと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○事務局（畠年金審査課長）

現時点では憶測でのお話を申し上げるしかないので、年金機構との打ち合わせもしますので、その際に年金機構の方に伺って、機会がございましたら後ほど、部会なりでご報告を差し上げたいと存じます。

○日下会長

他に委員の皆様から何かご質問等ございませんか。

よろしいですか。それでは特になければ次に移りたいと思います。

【 議事（５） 事務局からの報告事項について 】

○日下会長

それでは、議事の５「事務局からの報告事項について」、事務局から説明をいただきますが、議事の公開・非公開については、冒頭お話がありましたとおり、議事と資料は非公開とします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

《以降非公開》